

平成 24 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市
契 約 管 財 局

工事請負契約に係る工事費内訳書の取扱いについて

現在、大阪市が発注する工事については、入札のより一層の公正性、透明性を確保するため、入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類（以下「工事費内訳書」という。）を落札候補者に対して求めていましたが、平成 24 年度からの予定価格の事後公表の実施にあわせて、次のとおり、工事費内訳書の提出の取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

- 1 対象工事 電子入札システムで執行する入札
- 2 対象者 すべての入札参加者
- 3 提出時期 入札書提出時
- 4 提出方法 公告の際に添付する工事費内訳書（別紙参照）を使用し、所定事項に入力のうえ、入札書提出時（電子入札システムにより提出）に添付すること。
なお、入札書の提出は、工事費内訳書の添付が必須となります。（添付がなければ、電子入札システム上、入札書の提出ができません。）
- 5 落札決定等の無効 「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」第 5 の規定に該当する場合
- 6 実施時期 平成 24 年 4 月 1 日以降発注分から
- 7 その他 詳細につきましては、「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」（別紙参照）を参照してください。

工事費内訳書

工事名称：△△舗装補修工事

参考 内訳書例

商号又は名称

商号又は名称を入力してください。

名称等	工種	単位	数量	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
第1号明細書	道路土工	式	1		<p>左の名称等及び工種欄に記載のある工種の算定した金額を入力してください。</p>	a1
第2号明細書	舗装工	式	1			a2
第3号明細書	排水構造物工	式	1			a3
第4号明細書	縁石工	式	1			a4
第5号明細書	区画線工	式	1			a5
第6号明細書	道路付属物施設工	式	1			a6
第7号明細書	道路構造物撤去工	式	1			a7
第8号明細書	仮設工	式	1			a8
第9号明細書	付帯工(共通)	式	1			a9
<p>金額入力が必要な工種を明示していますので、右の金額欄にそれぞれ算定した金額を入力してください。</p>						
<p>算定した共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の金額をそれぞれ入力してください。</p>						
直接工事費計		式	1			$A = \sum (a1+a2+\dots+a9)$
共通仮設費		式	1			B
純工事費		式	1			$C = A + B$
現場管理費		式	1			D
工事原価		式	1			$E = C + D$
一般管理費等		式	1			F
工事価格		式	1			$G = E + F$

工事価格が電子入札で入札する金額と一致していることを確認し、ファイルを保存してください。

注1 工事価格は、電子入札において入札される入札価格と同額である必要があります。

注2 電子調達システムよりダウンロードしたファイル名を変更しないでください。

○ 入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領

制 定 平成 14 年 6 月 1 日

最近改正 平成 24 年 3 月 30 日

第 1 趣旨

この要領は、大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号。）第 31 条の 2 に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う工事における入札のより一層の公正性、透明性を確保するため、入札者に入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求め、その算定根拠の確認等を行うための必要な事項を定める。

第 2 提出を求める工事費内訳書

提出を求める工事費内訳書は、本市があらかじめ書式を定め、入札参加者に交付し、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 工事名称

イ 商号又は名称

ウ 入札金額（工事価格）の内訳（入札金額に対応する内容で、本市が求める項目毎に記入のこと。）

第 3 提出期限

- (1) 公告文、入札説明書又は公示文各項の定めによる。
- (2) 上記(1)により難しい場合は、別途定めるものとする。

第 4 工事費内訳書の確認等

- (1) 提出された工事費内訳書が、公正かつ適正に見積もられていることの確認は、設計担当課等により行う。（ただし、大阪市契約管財局契約部において確認できる場合はこの限りでない。）また、確認にあたり、必要があると認められる場合は、工事費内訳書の提出者に説明を求めると及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めることができるものとする。
- (2) (1) の確認の結果、公正かつ適正に見積が行われていない疑いのある場合は、工事費内訳書の内容等を記録し、公正入札調査委員会に報告するものとする。

第 5 落札決定等の無効

次の各号に該当する場合は、落札決定又は落札候補者決定を無効とする。

- (1) 第 2 に規定する事項の記載がない場合
- (2) 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる場合
- (3) 工事費内訳書における工事費の内訳の合計金額と工事価格が異なる場合
- (4) 本市の指示に従わない場合

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この要領による改正後の入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領第 2 の規定は、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札に付する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて適用し、同日前に入札に参加させようとする者を指名した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。